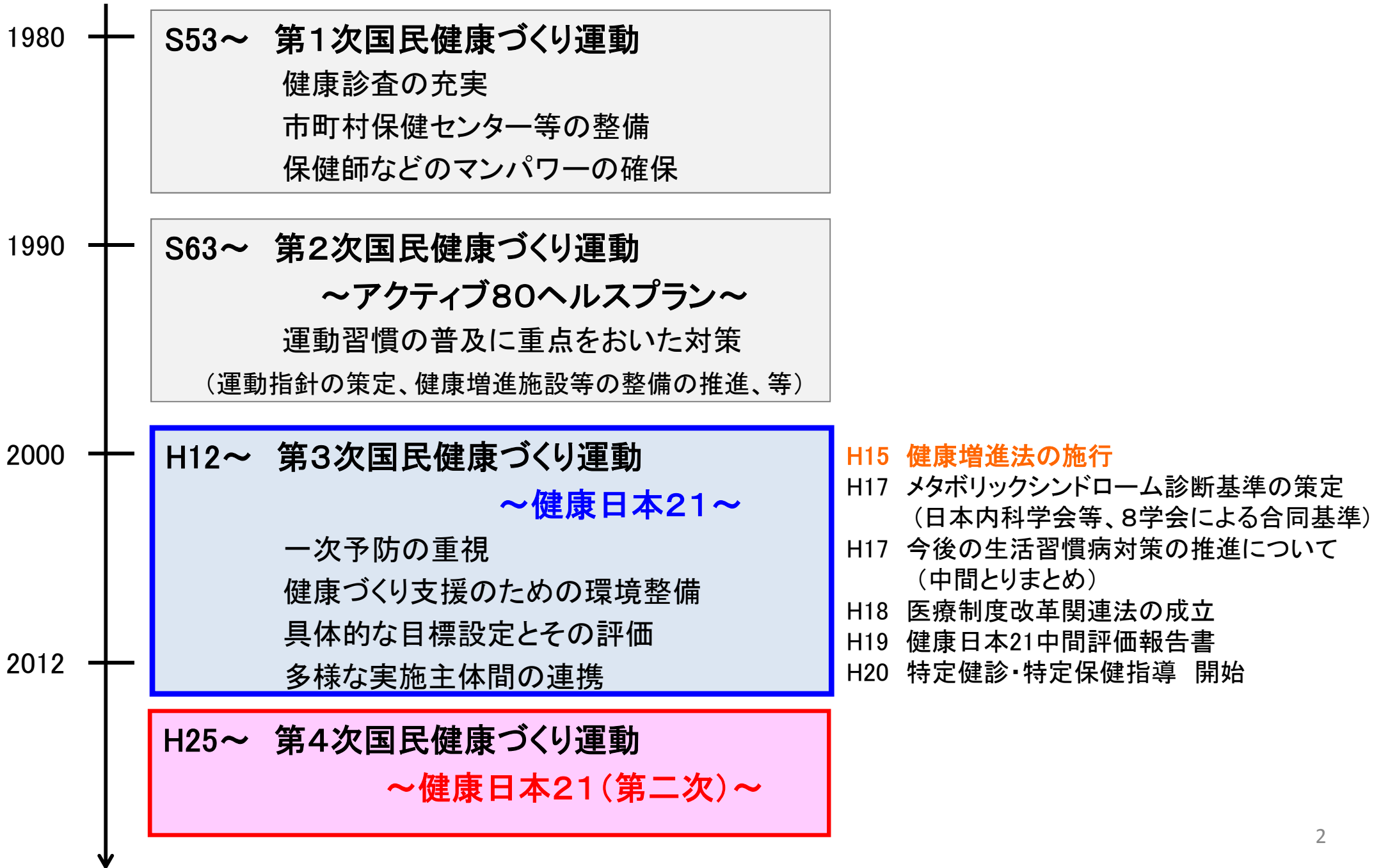




地域・職域連携の推進について

厚生労働省健康局健康課
保健指導室長 島田 陽子

我が国における健康づくり運動の流れ



健康日本21(第二次)の概要

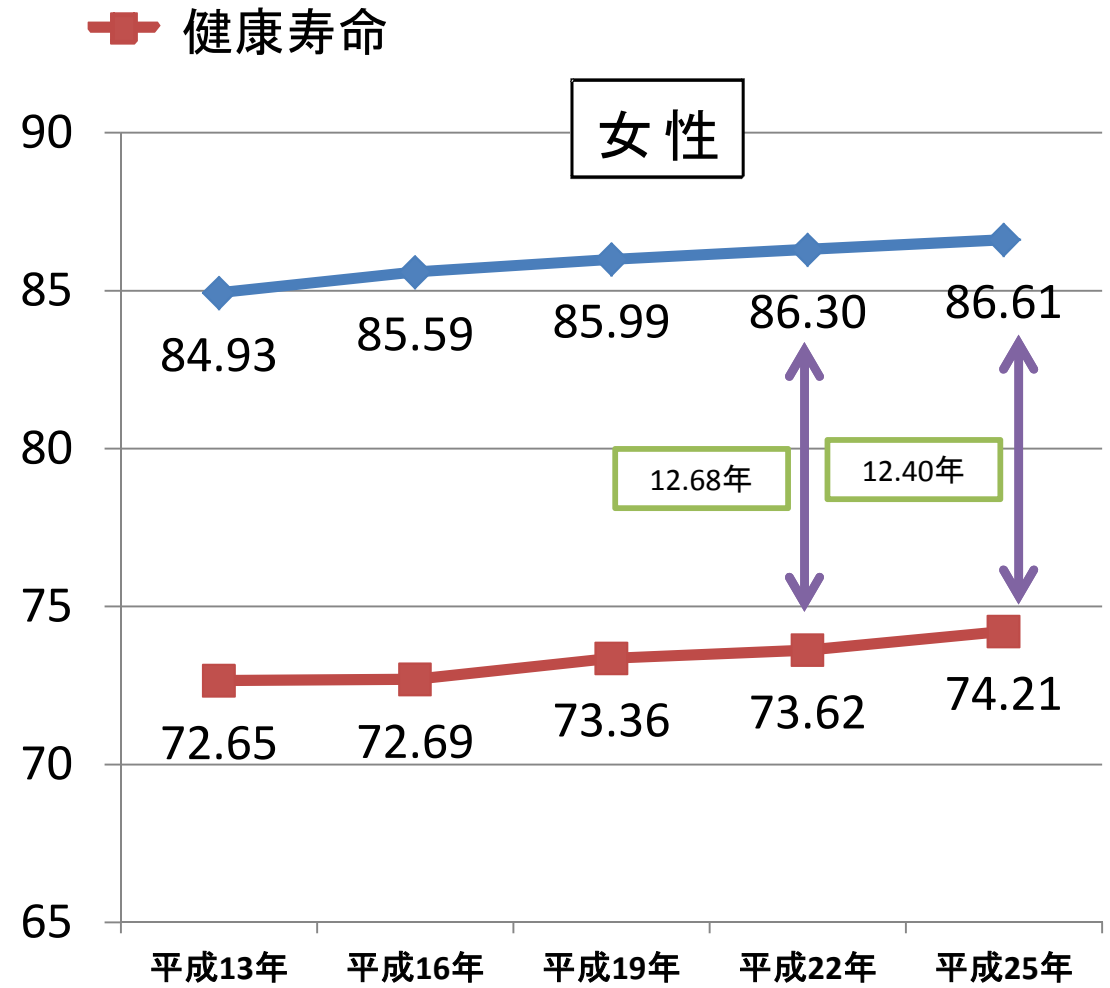
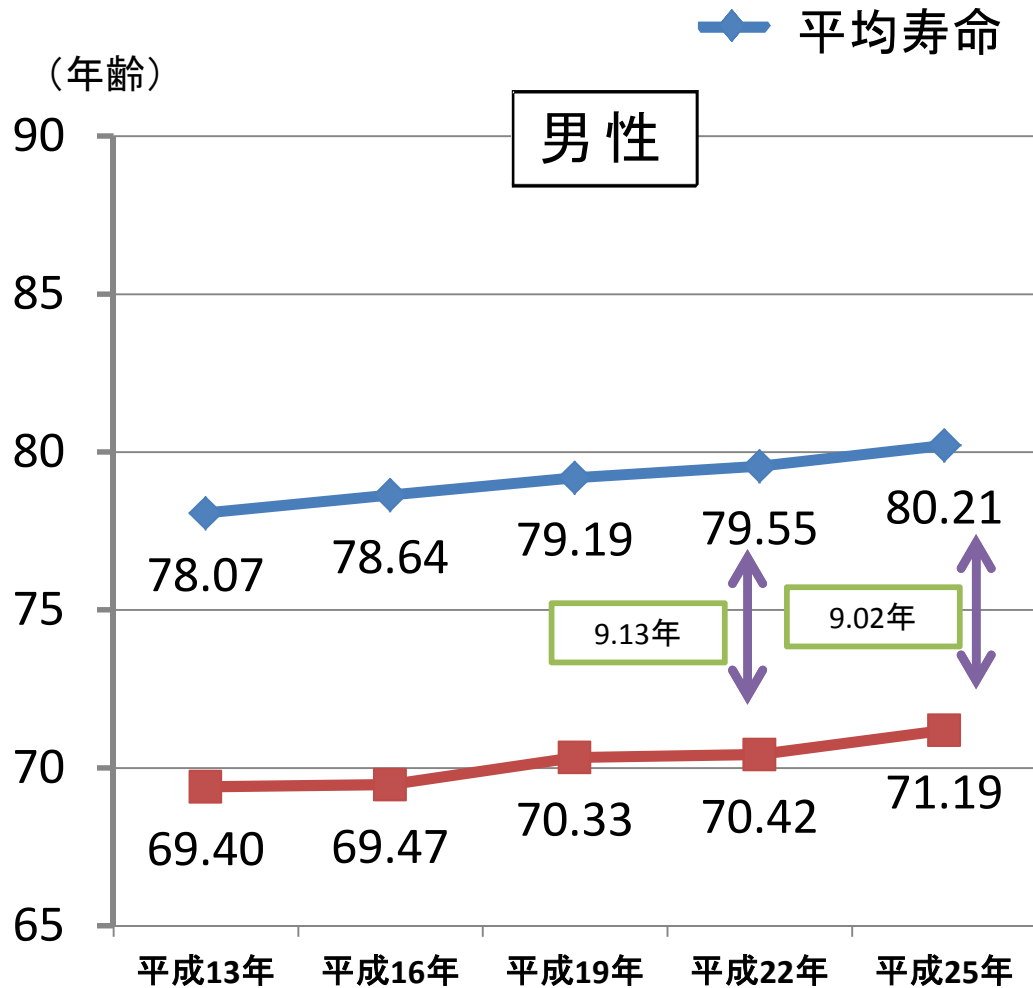
健康増進法 第7条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針
(健康日本21(第二次)) 厚生労働省告示第四百三十号

健康の増進に関する基本的な方向性

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

健康寿命の推移



健康寿命の延伸に関する目標

- ・健康日本21(第二次)の目標: 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加(平成34年度)
- ・日本再興戦略及び健康・医療戦略の目標: 「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸」(平成32年度)
- ・ニッポン一億総活躍プランの指標: 「平均寿命を上回る健康寿命の延伸加速を実現し、2025年までに健康寿命を2歳以上延伸」(平成37年度)

地域・職域連携推進事業の開始の背景

<青壮年層を対象にした保健事業>

健康増進法や労働安全衛生法、健康保険法等に基づき行われているが、根拠法令によって目的や対象者、実施主体、事業内容がそれぞれ異なる（制度間の連携が明確でない）。

そのため、

○地域全体の健康状況が把握できない

○退職後の保健指導が継続できない などの問題が発生

問題解決のために

地域保健と職域保健が**連携**し、
健康情報と健康づくりのための保健事業を共有

連携の基本的な考え方

地域保健と職域保健における

「連携」とは・・・

健康教育、健康相談、健康情報等を共有化し、より効果的、効率的な保健事業を展開すること

情報交換・理解しあう場 = **地域・職域連携推進協議会**

互いの知恵
を出し合う

P (計画や目標
値の設定)

A
(見直し、更新)

PDCA サイクル

D
(実施)

課題を
明確にする

C
(評価)

地域・職域連携推進協議会の設置

地域保健法第4条に基づく基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、地域と職域の連携推進にあたり、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられた。

- 都道府県及び2次医療圏単位に設置
- 地域・職域連携共同事業（連携事業）の企画・実施・評価等の中核的役割を果たす。
- 各地方公共団体の健康増進計画（健康日本21地方計画）の推進に寄与することを目的とする。

参考

○地域保健法第4条に基づく基本方針(最終改正:平成24年7月31日厚生労働省告示第464号)

(地域保健対策の推進に関する基本的な指針より抜粋)

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

四 地域保健、学校保健及び産業保健の連携

- 1 地域保健と産業保健の連携を推進するため、保健所、市町村等が、医療機関等、健康保険組合、労働基準監督署、地域産業保健センター、事業者団体、商工会等の関係団体等から構成する連携推進協議会を設置し、組織間の連携を推進すること。

○健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(厚生労働省告示第242号)

(健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針より抜粋)

第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

- 7 (省略)地域・職域の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報(以下「健診結果等情報」という。)の継続、健康診査の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。

都道府県協議会の役割

- 各関係者の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
- 都道府県における健康課題の明確化
- 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議
- 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施 等

●構成メンバー

地域保健	都道府県担当課、保健所、市町村	等
職域保健	事業所の代表 都道府県労働局 共済組合連合会 商工会議所・商工会連合会	産業保健総合支援センター 健康保険組合連合会 農業・漁業組合連合会 等
その他関係機関	医療機関(健診機関等) 国民健康保険団体連合会 都道府県歯科医師会 都道府県看護協会 社会保険協会	労働衛生機関(予防医学協会等) 都道府県医師会 都道府県薬剤師会 都道府県栄養士会 大学・研究機関 等

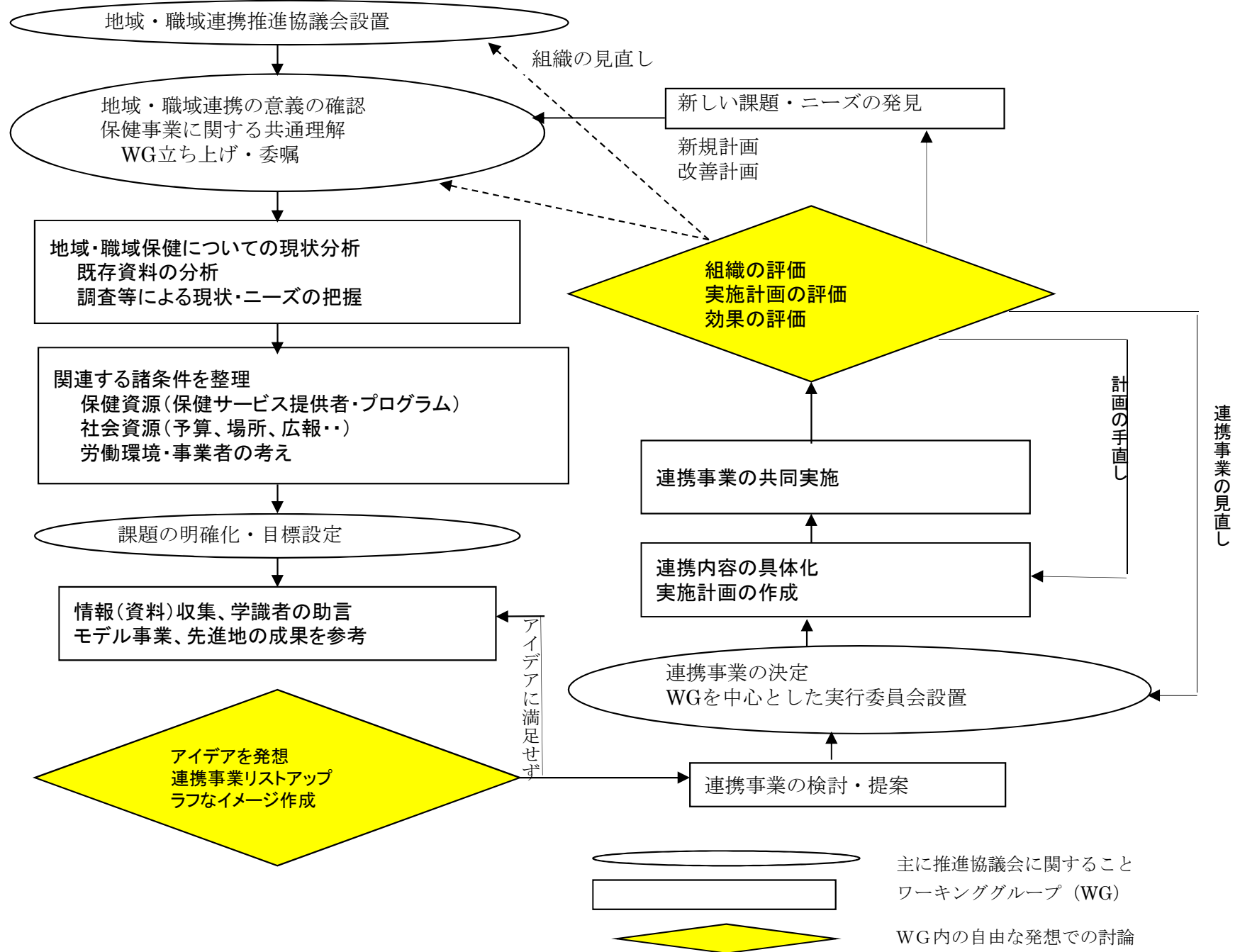
2次医療圏協議会の役割

- 2次医療圏固有の健康課題の明確化
- 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担うべき役割の確認と推進
- 健康づくりに関する社会資源の情報交換、有効活用、連携、調整
- 健康に影響を及ぼす地域の環境要因に関する情報交換、方策の協議、調整
- 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報 等

●構成メンバー

地域保健	保健所、市町村	等
職域保健	事業所 地域産業保健センター 健康保険組合 商工会議所・商工会	労働基準監督署 国民健康保険組合 共済組合 農業・漁業組合 等
その他関係機関	医療機関(健診機関等) 都道府県薬剤師会地区支部 都道府県栄養士会地区支部 食生活推進協議会	郡市医師会 郡市歯科医師会 都道府県看護協会地区支部 住民代表 就業者代表 大学・研究機関 等

地域・職域連携事業の流れ



地域と職域が連携して行う保健事業(1)

特定健診・特定保健指導の取組の中での連携

<連携の必要性>

- 高齢期に発症する生活習慣病は、就労年齢層における生活習慣にその端を発している事が多いため、生活と労働の視点を併せた保健指導を展開していくことが必要。
(保健指導の手法や対象者に対するアクセスは、地域と職域では異なるが、互いに共有しながら進めていく必要がある。)
- 職域が実施する保健指導は、就労上の配慮等に重点が置かれており、かつ職住地域が異なるため、地域における生活習慣病予防に関する健康課題を意識し、地域特性を含めて評価する視点を持ちにくい。
- 保健指導後のフォローアップの際に、地域の社会資源の効率的な活用のため。

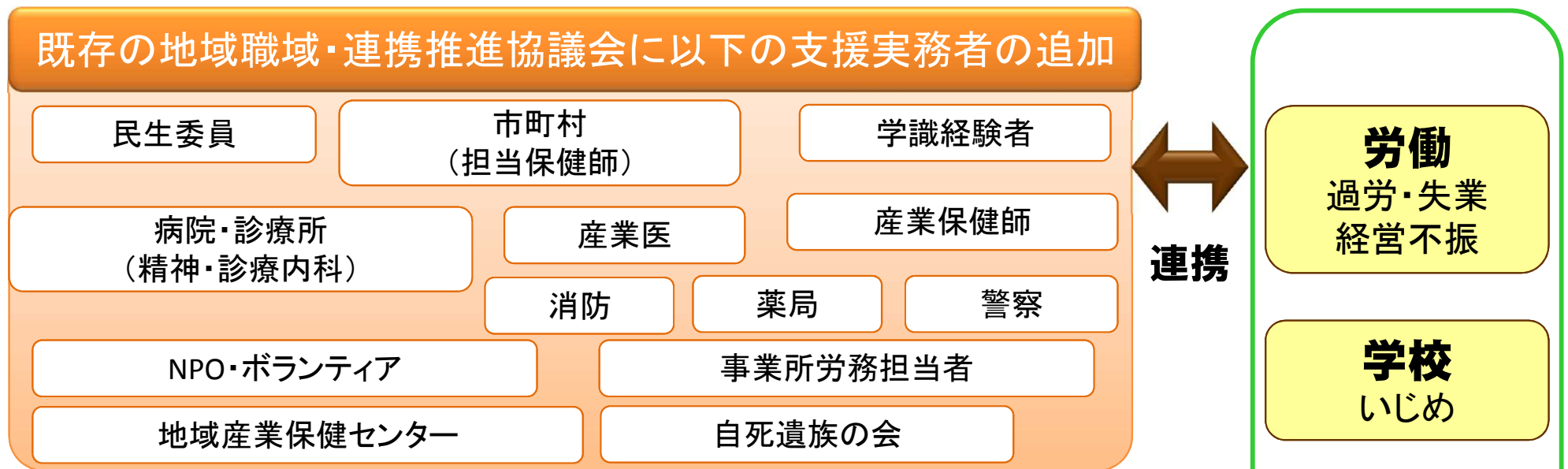
地域の実情に応じた具体的な連携例

- 保険者協議会や地域・職域連携推進協議会の活動を推進し、県単位、地域単位での評価や連携を行う。
 - ・地域・職域のデータを共同分析して、全国や地域別データと比較しながら評価を行う
 - ・人材育成や良好なアウトソーシング先について情報交換 等
- 保健指導に利用できる資源を地域と職域が共有することにより、利用できるサービスの選択肢を増大させる。
(保健指導教材、健康教育プログラムや施設、人材の活用など)
- 健診データを適切に引き継ぎ、対象者自身も退職前後の経年変化を理解しながら一貫した保健指導を受ける。

地域と職域が連携して行う保健事業(2)

平成23年度～自殺・うつ病等対策の強化

地域・職域連携推進協議会に新たに自殺・うつ病等に対応するための構成員を増員し、
地域の実情に応じたメンタルヘルス対策の推進を図る機能を追加



地域の実情に応じた具体的な自殺・うつ病予防対策の連携例

- 企業を対象にアンケート実施し、事業所への出前講座の実施
- メンタルヘルスに関する研修会の実施
- 地域・職域連携推進事業で相談窓口の周知
- 職業性ストレスチェックの実施
- メンタルヘルス情報誌の発刊
- 健康意識調査(メンタルヘルスの状態とサポ-の実施状況)の実施 等

地域と職域が連携して行う保健事業(3)

がん検診受診率50%達成に向けた
集中キャンペーン月間(毎年10月)

【毎年10月1日から31日(1ヶ月間)】
「がん対策推進基本計画」の個別目標である「がん検診受診率50%以上」の目標達成に向け、国・企業・地方自治体・関係団体等が連携・協力して、がん検診の重要性に関する国民の理解と関心を高めるための各種取り組みを行い、受診率を向上させることにより、がんによる死亡者の減少を図るために実施するもの

『がん検診50%推進全国大会』
平成28年7月8日(金)

趣旨：10月に実施している「がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン」月間に先駆けて、国民一人ひとりが“がん検診”の必要性を認識し、“がん検診”の受診につなげることを目的として実施
プログラム：講演会、がん検診に関するトークセッション等

地域の実情に応じた具体的な対策の連携例

- 広告、懸垂幕、電光掲示板等による周知
- パンフレット、リーフレット等の配布
- 講演会、講習会、パネル展示
- イベントの開催 等

国・都道府県・対がん協会
・対がん推進企業



既存の地域・職域連携推進協議会



国民・企業・団体 等

平成29年度 地域・職域連携推進事業 概算要求額:58百万円

地域・職域連携推進事業

都道府県地域・職域連携推進協議会

- | 〈地域〉 | 〈関係機関〉 | 〈職域〉 |
|---|---|---|
| ・都道府県
・保健所
・福祉事務所
・精神保健福祉センター
・市町村
等 | ・医師会
・歯科医師会
・薬剤師会
・看護協会
・保険者協議会
・医療機関
等 | ・労働局
・事業者代表
・産業保健総合支援センター
・商工会議所・商工会連合会
等 |

主な事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討 等

2次医療圏地域・職域連携推進協議会

- | 〈地域〉 | 〈関係機関〉 | 〈職域〉 |
|---------------------------------|---------------------------|---|
| ・保健所
・市町村
・住民代表
・地区組織等 | ・医師会
・医療機関
・ハローワーク等 | ・事業所
・労働基準監督署
・商工会議所
・健保組合
・地域産業保健センター
等 |

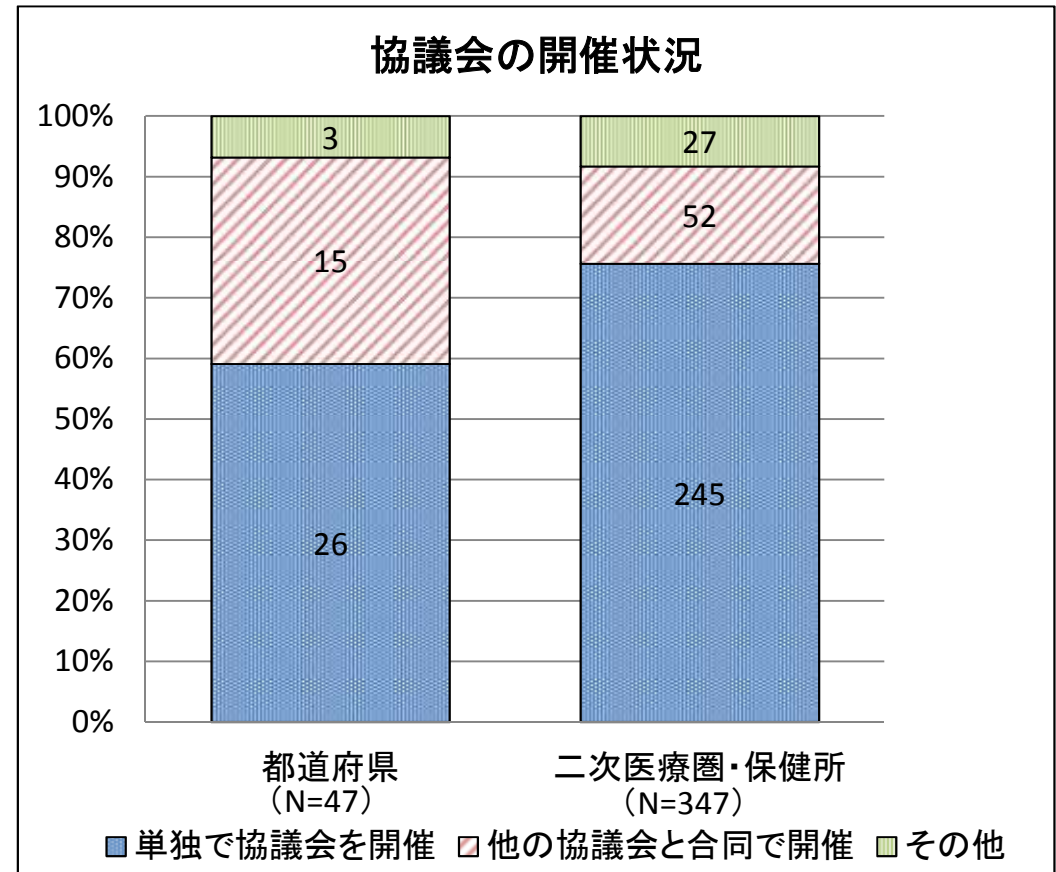
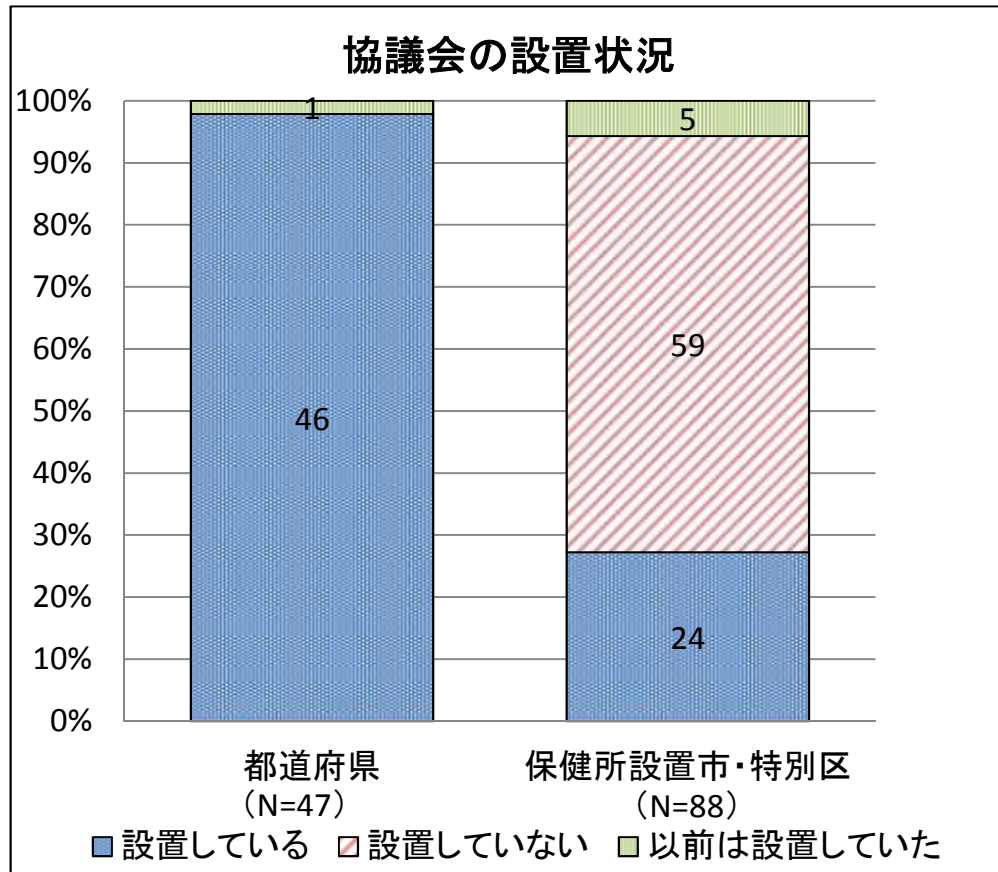
主な事業内容

- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・特定保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有
- 共同事業の検討・実施 等

地域・職域連携推進協議会の設置及び 実施状況に係る情報収集概要

- 実施日：平成28年9月
- 対象：都道府県
(都道府県協議会、二次医療圏・保健所協議会)
保健所設置市・特別区
- 回収率：(平成28年9月30日現在)
都道府県 : 100%(N=47)
保健所設置市・特別区 : 92.6%(N=88) 分母:95

協議会設置状況



【「以前は設置していた」の理由】

- 「県地域・職域連携推進協議会」と「健康21推進会議」を統合した組織を設置している。
- これまで健康増進計画懇話会に含む形で開催していたが、本年から、位置づけの整理を行うこととしたため、現在、位置付けたものはない。

協議会設置数

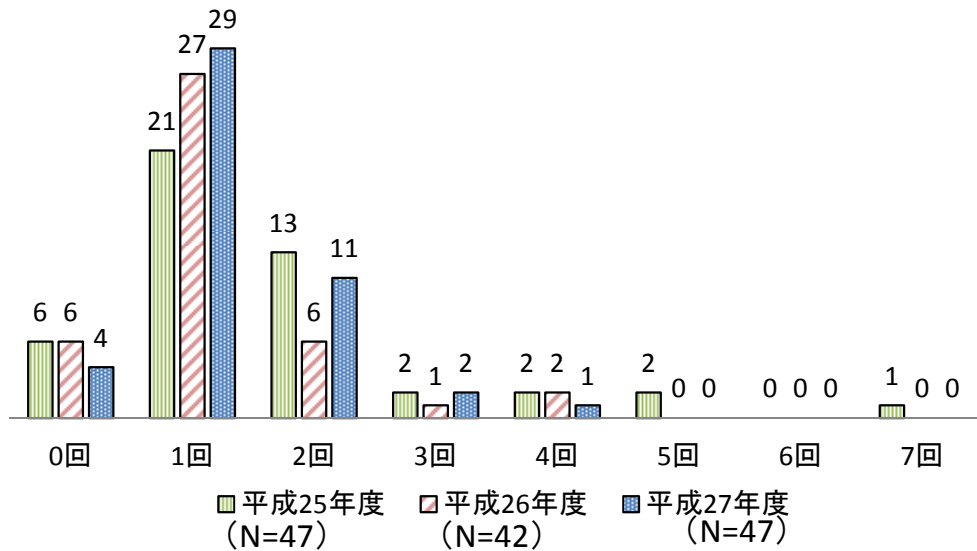
都道府県協議会(46)、二次医療圏・保健所協議会(339)、保健所設置市・特別区協議会(24)

【「他の協議会と合同で開催」「その他」の例】

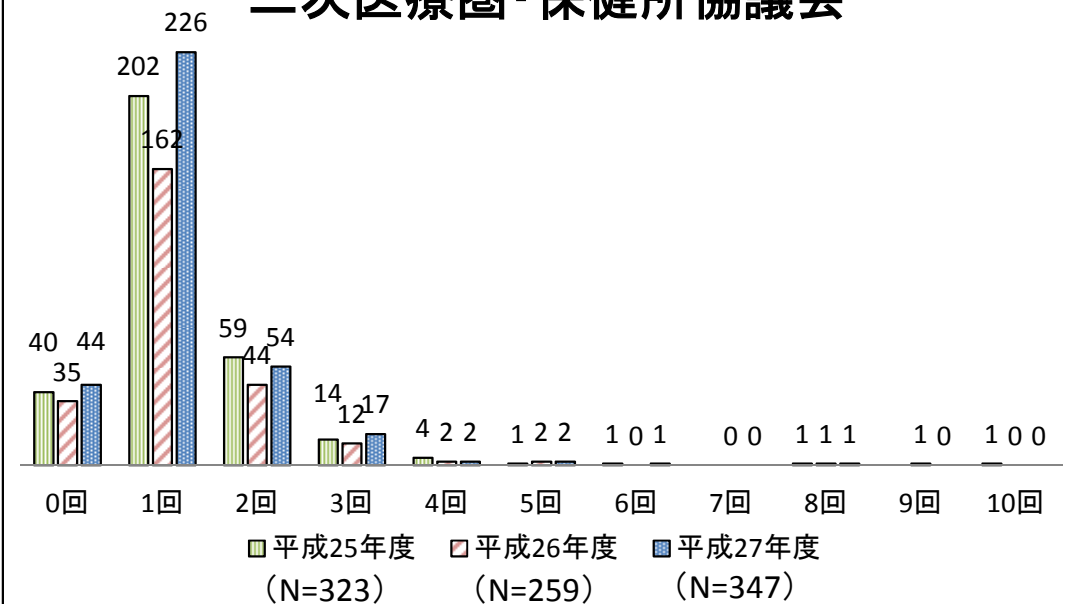
- 県の健康21プラン推進協議会において、県健康増進計画との連動を図りながら地域・職域連携に関する課題を含めて協議している。
- がん検診受診率向上対策協議会、脳卒中予防推進協議会、保健福祉医療推進協議会生活習慣病専門部会等により開催。
- 保健医療協議会の下部組織である保健福祉部会に機能を付加している。

協議会開催回数

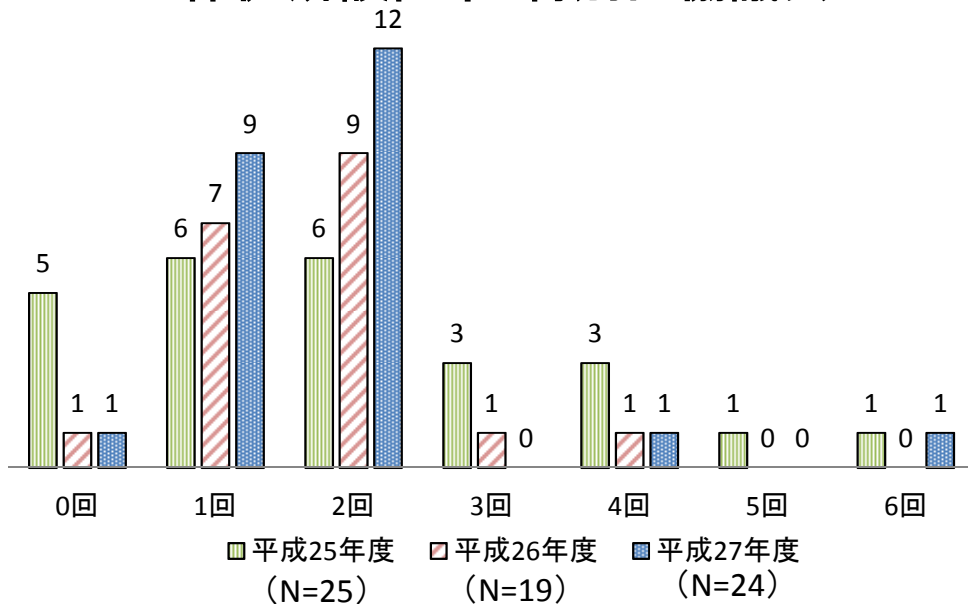
都道府県協議会



二次医療圏・保健所協議会



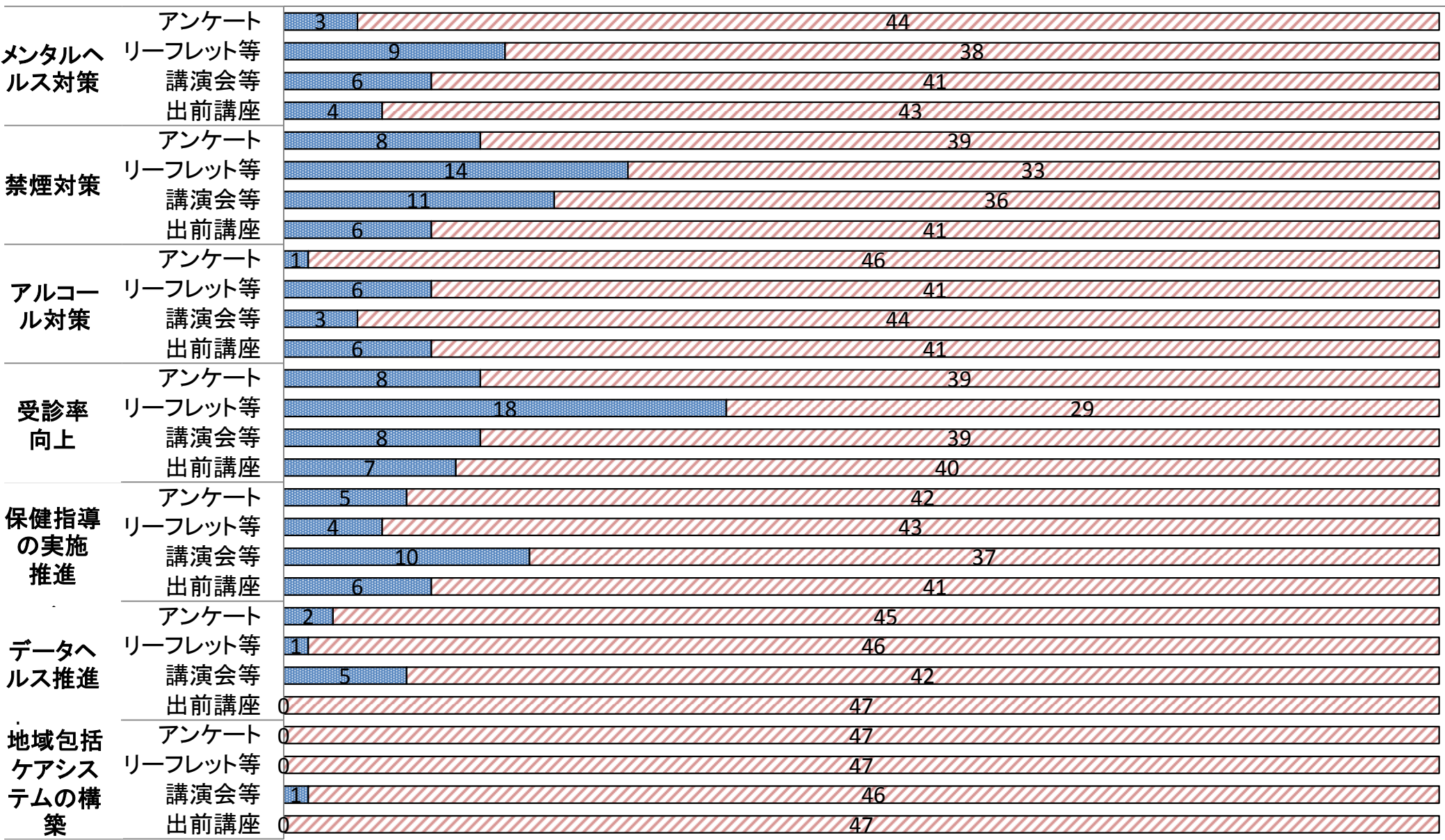
保健所設置市・特別区協議会



平成27年度の協議会における取組テーマと取組方法 (都道府県)

(N=47)
50

0 5 10 15 20 25 30 35 40 45

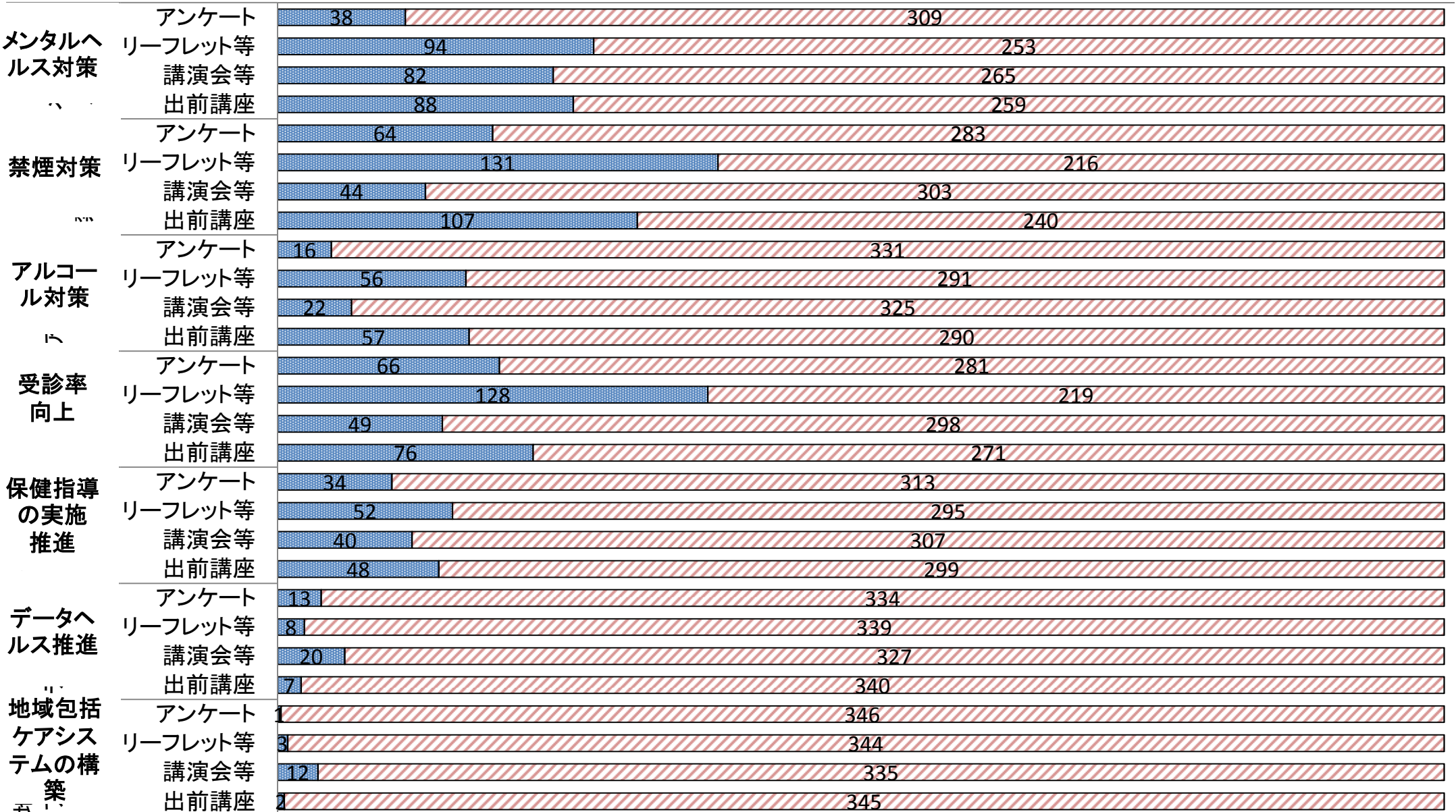


■実施した □実施していない

平成27年度の協議会における取組テーマと取組方法 (二次医療圏・保健所)

(N=347)

0 50 100 150 200 250 300 350

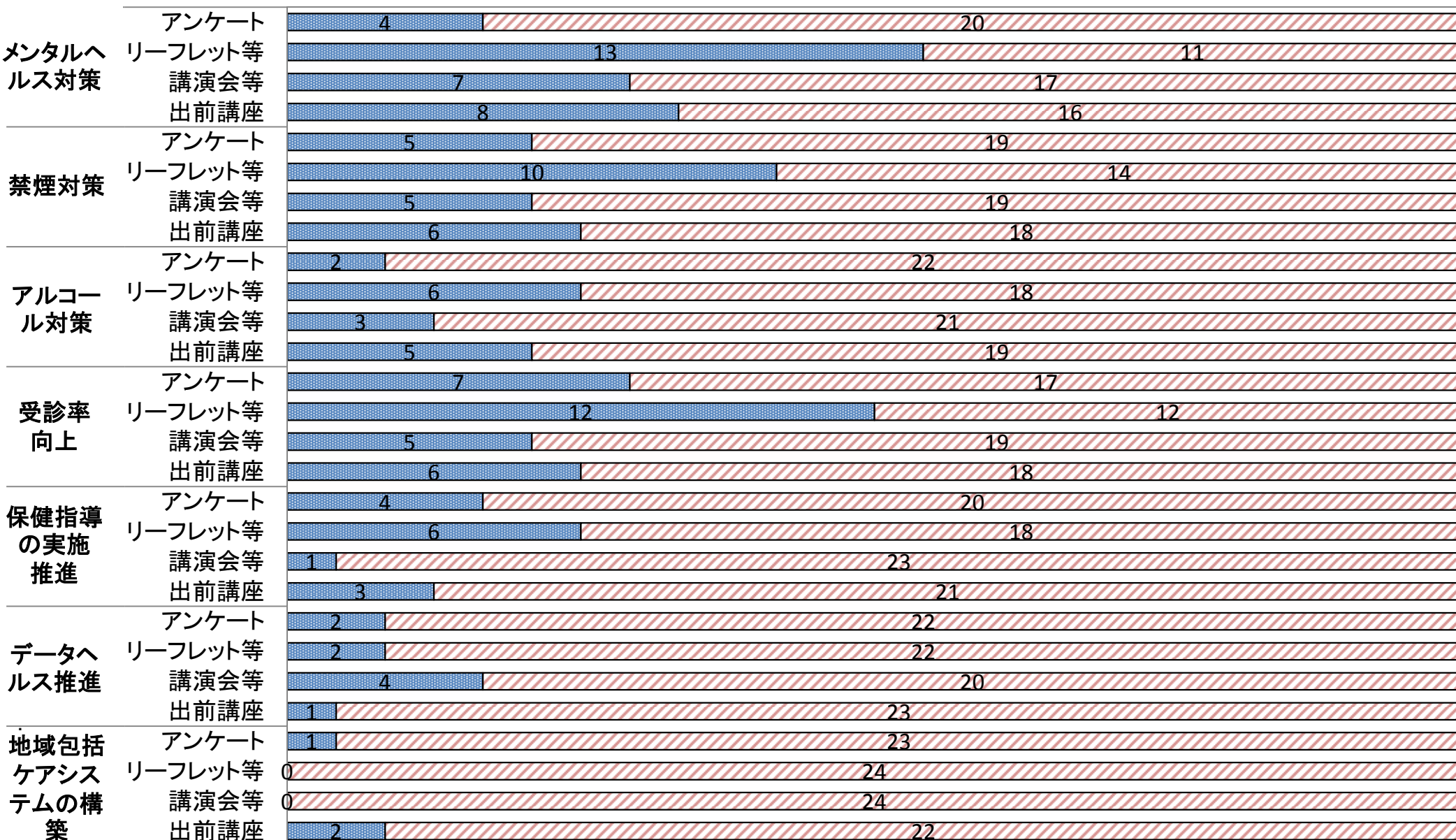


■実施した □実施していない

平成27年度の協議会における取組テーマと取り組み方法 (保健所設置市・特別区)

(N=24)
25

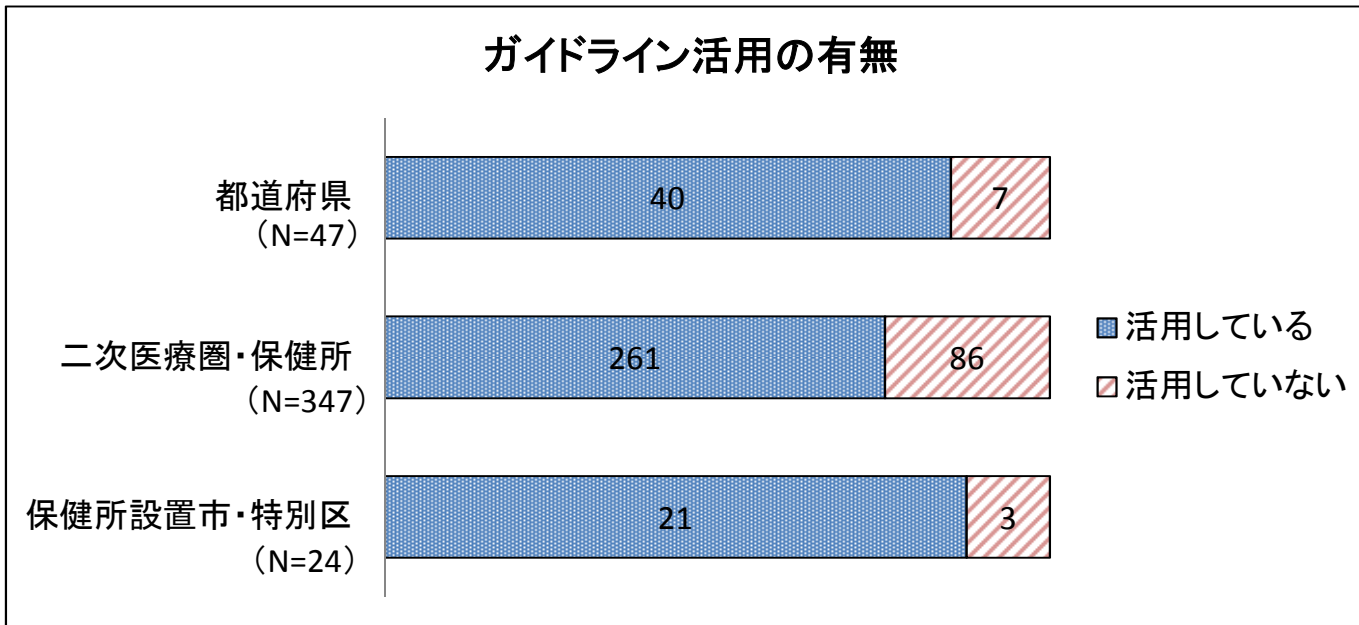
0 5 10 15 20



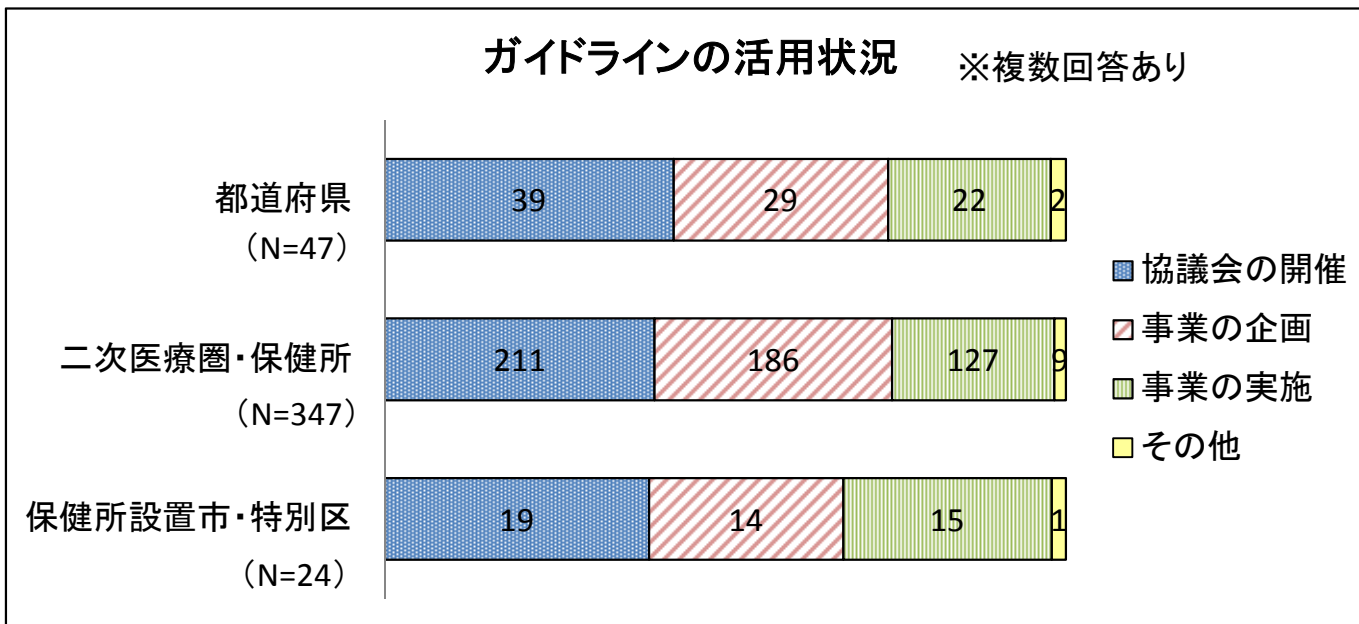
■ 実施した □ 実施していない

地域・職域連携推進事業ガイドラインの活用状況について

ガイドライン活用の有無



ガイドラインの活用状況 ※複数回答あり



【ガイドラインの活用「その他」の内訳】

- 本事業の根拠や企画を改めて検討する際に活用している。
- 事業の評価・見直しの際に活用している。
- 健康づくり対策の課題の共有化に向けた現状把握と分析に活用。
- ガイドラインの「I 地域・職域連携の基本的理念」及び県要綱に基づいて地域・職域連携推進協議会を企画・開催し、また、協議会での話合いや地域の実情を踏まえながら取り組んでいる。

協議会の取り組みにおける課題 (都道府県)

- 協議会において健康課題の共有化を図り、構成機関・団体が各々の取組みを推進するとともに、県との協働での取組みを実施しているところであるが、構成機関・団体が相互間で連携した取組みを実施するまでには至っていない。
- テーマによっては、研修の実施や普及啓発イベントの開催等、事業化に繋がっているが、総合的な推進方策の検討・実施には至っていない。
- 各保険者が行う特定健康診査の受診率向上、がん検診の受診率向上、職場における健康づくりの推進など、関係者が同じ目標をもって取り組む課題が多いが、なかなか連携事業実施に結びつかず、連携による効果が明確に現れる連携方策を打ち出す必要がある。
- 各関係者が行う各種事業の連携や共同実施を進めるためには、本協議会のみではなく、事業担当者等の事務レベルで話を進める場の設定や機会が必要である。
- 事業の具体的な推進や共同実施については、県レベルでの検討は難しく、二次医療圏の協議会等で検討、実施をしている。
- 地域住民の健康に関する現状把握、健康課題の共有や対策の検討を目的とした特定健診・レセプトデータの積み重ね等を継続実施するとともに、分析力の向上が課題。
- 各関係者の保健事業に関する統一した評価指標を定めて、経年的に比較し、分析・評価する必要がある。
- 地域保健と職域保健のデータ共有が困難であるため、指標の作成が困難

地域・職域連携推進事業の方向性 (都道府県)

- 県協議会では、独自に事業を展開するのは難しいため、具体的な事業の展開は、二次保健医療圏の協議会で実施していく。
- 健康課題を関係機関等との連携により解決するため、知事を会長とした「健民会議」を設立し、地域・職域連携を基盤に産業から教育まで連携し、健康づくりに関する県民運動を展開する。県の健康課題であるメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合の減少に向け、全ライフステージを通じ切れ目ない健康応援体制の構築を目指している。
- 保険者と協力し、企業の「健康経営」の取組を支援する。県全体、地域毎の健康課題の明確化とその要因を明らかにするため、各保険者のビッグデータを活用できる仕組みを作る。
- 保険者から特定健診、保健指導データの提供を受け、県全体の健康課題を分析を進め、分析結果を保険者と共有しながら、健康課題の解決に向けた取組を進めていく。
- 各二次医療圏や一部保険者・市町村等の保健事業の共同実施の効果等評価し、全県下へ拡大してきたい。
- 産学公連携による研究開発により、地域課題解決を図る。

協議会の取り組みにおける課題 (二次医療圏・保健所)

- 職域保健における健診結果等のデータに基づいた現状把握ができていない。
- 各参加団体の調査結果や健診結果等に基づいた課題把握はされているが、会議としては情報共有までにとどまり、具体的な目標設定や方策検討には至っていない。
- 年1回の会議では、具体的な目標設定や事業の検討までは難しい。具体的な目標や事業の検討は、実務者レベルでのワーキング等において検討することが望ましい。
- 統括調整を担う効果的なファシリテーションが必要。協議会主催者として、各機関の取組が段階的にステップアップできるよう、年度毎の目標を確認しながら、関係機関が連携して各事業所への支援を継続していく必要がある。
- 本事業の対象者を職域に限定するのではなく、職域を切り口に「生涯を通じた健康づくりである」という意識にシフトさせることで、協議会に参加している関係機関の事業や取組みが効果的に連動していくと思われる。
- 現状では健康課題の分析が実施できていないため、漠然とした検討や協議にしかならず、評価の段階まで実施できていない。再度、現状分析から目的・目標の設定、具体策、評価指標までの設定をし直す必要がある。
- ガイドラインに沿って構造評価(実施体制等)やプロセス評価(事業運営方法等)は可能だが、アウトプット・アウトカム評価(事業実施成果等)を行うためには、計画の設定段階から評価指標を組み込んでいく必要がある。

地域・職域連携推進事業の方向性 (二次医療圏・保健所)

- 県の健康増進計画を改訂予定であるため、これに合わせ、管内の行動計画を策定予定。策定にあたり、現計画の評価・課題抽出・計画策定等は地域・職域連携推進協議会で行う。その際、地域で関係機関・団体と協働できる実効性のある項目を選択していく。
- 保険者協議会を活用し、管内市町村全体の健康課題を保険者協議会で提言する。
- 健康づくり推進表彰等、地域・職域の関係者が集う場を活用し、市町村と商工会や事業所との連携を推進する。そのような機会がない市町村もあるため、共催して健康イベントを実施していく。
- 生活習慣病関連の有病率も高いことから、働き盛りである青壮年層を対象にした健康づくりを推進する必要があるため、作業部会を設置。事業所で働く従業員の健康管理及び健康づくりに焦点を絞り、地域の事業所ぐるみの健康づくりメニューを作成し、健康的な取組ができる職場環境づくりを推進している。
- 経営者等へのインセンティブと関連させ、職域との連携を広げ、健康づくりを推進していく。
- 地域がん検診受診率向上対策会議と合同開催し、がん検診、特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率向上について、各機関・職域等の現状と具体的な取組みについて情報交換・検討する

協議会の取り組みにおける課題 (保健所設置市・特別区)

- 保健事業に関する共通理解を得る段階に留まり、地域の健康課題明確化や目標設定まで発展しない。
- 今年度、協議会の中で連携事業について検討し、イベントを実施することとなった。協議会では活発な意見交換が行われたが、行政主体の提案・決定・実施という流れは変わっていない。
- 本来はデータヘルス計画を、一緒にやっていると良いが、技術的、予算的、人道的に難しい。協議会を開催し、連携事業を行うのみでかなりの労力となる。
- データヘルスやコラボヘルス等の効果的な保健事業に対する関心が低い。
- 職域では安全や利益が最優先され、地域全体に視点を向けた活動が行いにくい。
- 事業に対してのアウトプット評価はしているが、アウトカム評価ができていない。
- 保健医療・健康づくり計画策定時に実施する実態調査の結果を分析し、計画に反映している一方、その他の各事業毎に実施している各種調査や健診結果等も踏まえた多角的な分析は行えておらず、また計画の反映までには至っていない。

地域・職域連携推進事業の方向性 (保健所設置市・特別区)

- 健康経営の推進を図るとともに、関係団体との協定の締結等に積極的に取り組み、民間と協働したプロモーションの実施等を行っていく。
- 協会けんぽ支部や市内健保組合、商工会議所、国保担当課等と連携し、実務者会を実働的な会とすることで、働く世代の健康づくりの推進を目指す。
- 健康増進計画等の策定や進行管理等を行う審議会の議題の一つとして「地域・職域連携の推進」を検討。
- 健康増進計画の評価時に、職域における健康づくりの取組状況を評価し、今後のより効率・効果的な地域・職域連携事業の取組について検討する。
- 協議会の位置づけを見直し、全庁で健康づくりを推進する体制づくりを図っている。今後は保健所以外の他部署とも連携しながら住民の健康課題を共有し、事業展開していく。